

社会福祉法人山口市社会福祉協議会
役員等の報酬に関する規程

〔 山口市社協規程第 19 号
平成 17 年 10 月 3 日制定 〕

(目的および適用範囲)

第 1 条 この規程は、次に掲げる役員等に対する報酬の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 会 長 (非常勤)
- (2) 副 会 長 (非常勤)
- (3) 専任の常務理事 (常勤)

(報酬等の額)

第 2 条 本会は、第 1 条に定める役員に対し、各年度の報酬等の総額が 5, 100, 000 円を超えない範囲で、次に定める報酬額の支給基準に従って、報酬を支給することができる。

2 役員等の報酬の額は、次に掲げるところによる。

- (1) 会 長 月 額 100, 000 円
- (2) 副 会 長 月 額 10, 000 円
- (3) 専任の常務理事 月 額 240, 000 円

(手当)

第 3 条 本会は、第 1 条第 1 項第 3 号に定める専任の常務理事に対し、期末手当、通勤手当を支給することができる。

- (1) 期末手当の額は、本会の給与規程の適用を受ける正規職員の例により、年報酬月額額の 2.55 箇月分とする。
- (2) 通勤手当の額は、山口市職員の通勤手当の支給に関する規則の例による。

(支給期日)

第 4 条 報酬の支給期日は、職員給与規程の適用を受ける職員の例による。ただし、副会長の報酬月額については、月をまとめて支給することができる。

(公表)

第 5 条 本会は、この規程を社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準とし、同法の規定に基づき公表するものとする。

(改正)

第 6 条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

附 則

この規程は、平成 17 年 10 月 3 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。